

令和2年12月14日付け佐賀県公報号外中訂正

公衆浴場法及び佐賀県公衆浴場に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（佐賀県規則第65号）中

ページ	行	誤	正
16	（改正前の欄）（下から） 2	戸籍謄本	戸籍謄本を添付すること。
17	（改正後の欄）1	<u>法定相続情報一覧図の写し</u>	<u>法定相続情報一覧図の写し</u> を添付すること。